殊に定期賞與復活要求の件は其の後緊張せる海軍工作廠の近狀に鑑み、具さに組合員の心事を披瀝して了解に努む、海軍當局又組合の要求を諒とし、既に六月の賞與期に於て我等の要求に近き十日分の賞與を支給せられた。從て本年末の賞與期に於ては既に全組合員が既定の問題として期待する年末賞與二十五日分支給の待望を裏切らしめざるべく本大會の檢討を透して關係諸員の努力を要望す。

別紙（二）

昭和七年四月　日

官業勞働組合（吳海工會、横須賀工友會、佐世保勞愛會、舞鶴共立會、廣工僚會、德山燃工會、平塚總愛會）

閣下

一、海軍勞働組合聯盟要求事項請願ノ件

海軍勞働組合聯盟宿年ノ懸案タル別紙要求事項ニ對シ聯盟ノ加盟組合タル本會ハ之レガ可及的速カナル實現ノ爲メニ廠長閣下竝ニ部長殿ノ御盡力ニ預リ居リ候段感謝ノ至リニ堪ヘザルモ來タルベキ總務部長會議竝ニ廠長會議ニ於テ尚一層ノ御配慮ヲ得度此段及請願候也

（別紙一葉添）

要求事項

一、特症救濟金增額ノ件
二、共濟組合貸付金利率引下ノ件
三、定期賞與ハ從來通リ年二期ニ支給セラレタシ
四、共濟組合脫退年金基準額增額ノ件
五、海軍共濟組合法人化促進ノ件
六、八時間勞働制ヲ實施セラレタシ
七、團体交涉權確立ノ件
八、靖國神社（春秋二回）例祭ニ給料支給ノ件
九、海軍工務規則第三十九條ヲ改正シ四分給認定ノ件
十、病氣欠勤日數ヲ百八十三日迄ニ延長セラレタシ
十一、見習工勞働組合加盟ノ件
十二、海軍工務規則第四十條平均賃錢增額ノ件

五、其の他の要求決議事項

六、勞働組合法の制定促進

本聯盟第十回の大會に於て決議せられたる重要問題は以上四問題の外に、團体交涉權の確立、海軍共濟組合の法人化、靖國神社春秋祭日給料支給の件等であるが、以上述ぶるが如く機會ある毎に之が解決に努力すると雖も當局は常に共濟組合の基礎計算、他省との關係、或は命令系統の順逆、國庫の財政、海軍豫算等を云々して未だ解決の曙光を見るに至らないが今後一層の努力を要するのである。就中勞働組合法制定促進の件に至つては、其の後政民兩黨を始め無產諸政黨を通じて急激なる分解作用行はれ、昭和六年度經過報告書に指摘しあるが如く遂にプルジョア政黨竝に商工資本團の謀計に依つて蹂躙せられたのである、加ふるに本聯盟として之等の社會立法の運動に關與すべき只一の機關たりし立法促進委員會の解消、社會民衆黨解黨の結果は必然的に之等對外的運動の停滯を餘儀なくしたのである。

然れども勞働組合法の制定は勞働生活者の生命とも云ふべきであつて之が獲得の運動に關しては、我等は未解決の要求諸問題と併せ、本大會に於て嚴密なる批判と檢討をなし之が對策を考究決定すべきである。

七、特殊工勞働時間の延長

所謂特殊工の勞働時間延長の問題は本年度內に於ける突發事項中最も重大なる問題であつた。海軍當局に特殊工の勞働時間延長の計畫ある事を探知した本聯盟は、各加盟組合に檄して之を警戒し、專ら實施の防遏に努め、